三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高牟禮一六九七・一六九八・一六九九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字山口二八〇三、二八〇五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山口二八〇三（次の図に示す部分に限る。）、二八〇五の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字西知生一四の四五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四の四六（国有林）、一四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字西知生一四の四五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四の四六（国有林）、一四の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字大野一の一三（国有林）、一の一〇（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷若林二二五の一九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷若林二二五の一八、二二五の一九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市福岡蔵本字箱森一三四の四・一三四の五・小原字大四坊四四の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市小原字深萱一三の三（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市栃窪字鷹ノ巣ガキ山馬屋大**樽**小**樽**一七六八の一・一七六八の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七六八の三九から一七六八の四二まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字飯島字尾崎九九七の六四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市前山字通谷二五七四の三八から二五七四の四〇まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百三十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎